

- 作業員および一般市民に対する化学品の危険有害性からの保護が強化される。
- 国内システム構築事業の重複が回避できる。
- 実施のコストが削減できる。
- 国内外での化学品問題に関する認識を高められる。

産業界にとっての利益

GHS を採用することで、産業界への利益として以下の点が期待できる。

- 労働環境の安全が向上し、被雇用者への情報伝達が改善される。
- 危険有害性の情報伝達に関する規則の遵守について、効率化とコスト削減が図れる。
- 最小限の労力とコストで、専門的リソースを最大利用できる。
- 事故と疾病が減少する。
- 企業イメージと信頼性が向上する。

作業員および市民社会にとっての利益

作業員および市民社会に対する GHS の利益として、以下の点が期待できる。

- 化学品の危険有害性についての一貫した簡明な情報伝達と、安全な取り扱いと使用の実践により、作業員その他の安全が向上する。
- 危険有害性に対する意識が向上し、作業場および家庭における化学品の安全使用につながる。

1.4 主要な合意済み「持続可能な開発手段」に対する GHS の意義

GHS の実施は、持続可能な開発に関する国際問題・国内問題に対しても、大きな利益が期待される。国連ミレニアム開発目標の目標 7 は、「環境の持続可能性の確保」である。これを実現する方法として特に、「社会的弱者の有害化学物質への暴露」を軽減し、「化学品の管理に関する枠組みの改善」を行うことが勧告された。さらに、2002 年に南アフリカのヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議 (World Summit on Sustainable Development) ⁴では、その目標として「化学物質が、ヒトの健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成する」ことが合意された。さらに、アジェンダ 21 の第 19 章でも、社会的弱者を有害な化学物質から保護する必要性が認識されている。

こうした政策イニシアチブの結果、拘束力のある協定 (以下の 1.5 を参照) や、自主的枠組み (例: GHS)、能力強化の取り組み、国際的な化学品機構などが生まれている。GHS は、国際的な持続可能性目標の達成のためのツールとなるだけでなく、実施されることによって水の供給の確保、化学品の安全輸送の確保と取引の促進にも役立つ。持続可能な開発に対する GHS の意義については、より詳しい情報を附属書 2 にまとめた。

1.5 GHS とその他の化学品管理イニシアチブ

適切な化学品の管理と GHS の実施に関連しては、多数の国際的な管理の取り組みや合意がある。化学品管理に関する国際的行動のための新しい政策枠組みが、国際的な化学物質管理のための戦

⁴ www.unep.fr/scp/csd/wssd/postjoburg/wssdoutcomes.htm

略的アプローチ (SAICM) である⁵。GHS 実施の重要性は、この SAICM の包括的政策戦略 (Overarching Policy Strategy) (OPS) の中でも認められている。また、世界行動計画 (Global Plan of Action) の SAICM 活動領域としても、GHS (8つの明確な活動内容を含む) が取り入れられた。さらに、特定の有害化学品の取引の監視と管理を各国に認めたロッテルダム条約も、危険有害性の特定と情報伝達の問題や GHS とも密接な関連性を持っている。この条約は、各国に対し、業務上の目的で使用する化学品には、国際的に承認された書式に従った安全データシートを添付するように求めている。ストックホルム条約でも、SDS や報告書など情報伝達の手段を採用することを関係者に促している。有害廃棄物の国境を越える移動を扱うバーゼル条約は、UNSCCEGHS との相乗効果をさらに高めるため、二つの機関をつなぐ連絡作業グループを設置した。国際労働機関 (ILO) の第 170 号条約も、特に作業場において、化学品の危険有害性を評価し情報を提供することの重要性に言及している。ILO の第 177 号勧告は、作業場における化学品の使用に関わるリスクから作業者を保護することを目的としており、分類と表示の要件を定めている。さらに、国際標準化機構 (ISO) は、統一性の確立のため、安全データシートの標準書式を策定している。この ISO の SDS は、GHS の 16 項目からなる SDS 書式を採用した。ストックホルム、バーゼル、ロッテルダムの各条約と、その GHS との関係に関する文書は、『GHS と国際化学物質協定との関係に関する手引き (Guide to the Linkages Between the GHS and International Chemicals Agreements)』として、現在 UNITAR が作成中である⁶。関連の国際合意に関するより詳しい情報は、附属書 3 を参照のこと。

⁵ <http://www.saicm.org>

⁶ この文書の作成状況についての情報は、UNITAR に問い合わせのこと。

2. GHS の主要規定

GHS に関する文書は、通称「パープルブック」と呼ばれ、4 つの Part と複数の附属書で構成された GHS の規定を概説する文書である。現在、このパープルブックは第 3 版までであり、国連の GHS に関する専門家小委員会 (UNSCEGHS) の合意により定期的に更新されている。したがって、今後も UNSCEGHS 内で合意された変更を反映して、定期的に新しい版が公開される予定である。GHS の完全な目次 (改訂第 3 版) を、本書の附属書 4 に掲載した。以下、GHS の主要な規定の概説を短くまとめる。パープルブックに関するより詳しい説明は、UNITAR のパープルブックに関する必携手引き『化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) を理解するために (Understanding the Globally Harmonised System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS))』を参照のこと。この文書は、インターネット上では [www2.unitar.org/cwm/publications/cw/ghs/GHS Companion Guide final June2010.pdf](http://www2.unitar.org/cwm/publications/cw/ghs/GHS%20Companion%20Guide%20final%20June2010.pdf)、または UNITAR に資料請求することができる。

2.1 範囲

GHS は、すべての危険有害な化学品に適用される。危険有害性の情報伝達に関して、危険有害性情報伝達の各要素の適用方法は、製品の種類やライフサイクルにおける段階によって異なってもよい。医薬品、食品添加物、化粧品、または食物中の残留駆除剤は、それらが意図的に摂取される時点での表示という意味では、GHS の対象にはならない。ただし、これらの種類の化学品も、作業者が暴露する場合、および輸送中に暴露の可能性が考えられる場合においては GHS の対象となる。

2.2 データと試験

世界的に調和された GHS の分類基準は、既存のデータに基づいて策定されたため、認知された試験データが既に存在する化学品については、GHS の利用に際して再試験の必要がない。分類のための情報も、試験、実際の知識、文献からのほか、業界が直接提供した情報や有害物質の輸送に関する国際規則など、他のシステムで得られた情報から得ることができる。したがって、原則として、GHS は追加試験を義務付けておらず、既存のデータを使って適用が可能である。

2.3 分類の要件

GHS は、危険有害性の分類には一般に次の 3 つの段階があるとしている。

1. 物質または混合物についての危険有害性に関する関連データの特定
2. 物質または混合物の危険有害性を確認する目的での上記データの検証
3. 合意された危険有害性の分類基準とのデータとの比較検討に基づく、有害な物質 (または混合物) に分類するかどうかの決定、および危険有害性の程度の決定

GHS で分類されている危険有害性は、以下の Box 1 に示す分類に分けられる。

Box 1 : GHS における有害危険性の分類	
物理化学的危険性 火薬類 可燃性／引火性ガス 可燃性／引火性エアゾール 支燃性／酸化性ガス 高压ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品および混合物 自然発火性液体 自然発火性固体 自己発熱性化学品および混合物 水反応可燃性化学品および混合物 酸化性液体 酸化性固体 有機過酸化物 金属腐食性物質	健康有害性 急性毒性 皮膚腐食性／刺激性 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 呼吸器感作性または皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性（単回暴露） 特定標的臓器毒性（反復暴露） 吸引性呼吸器有害性 環境有害性 水生環境有害性 オゾン層有害性

2.4 GHS に含まれる化学品の危険有害性に関する情報伝達ツール

物資が分類されたら（例：物質 X は毒性または引火性があると考えられる）、その危険有害性を対象者に伝達しなければならない。この化学品の危険有害性に関する情報伝達の主なツールは、ラベルと安全データシート（SDS）である。これらツールには、絵表示、注意喚起語、その他の伝達要素の形で危険有害性に関する情報が掲載される。

ラベル

ラベルは、対象のセクターに関連があるとして選択された、危険有害な製品に関する手書き・印刷または図表による情報要素の集まりであり、危険有害製品を直接収める容器または有害製品の外装容器に付属、印刷または添付される。化学品を取り扱いまたは使用する者に対して、当該の化学品が本来持つ危険有害性の情報を提供するためのものである。ラベルは、危険有害性と基本的な安全予防策を使用者に知らせる基本的なツールである。ラベルは、作業員に対する主たるメッセージまたは警告として利用されるべき、化学品の危険有害性の「スナップショット」とも考えられ、詳しい情報を求める作業員には SDS の参照を指示する。このパターンは、危険有害性情報伝達システムについての訓練によって、さらに強化される。一方、消費者製品の持つ危険有害性の可能性の伝達においては、ラベルが情報提供の主たる役割を担う。製品の物理化学的危険性、健康有害性、環境有害性の可能性の情報と、その化学品の安全使用の基本的アドバイスを使用者に提供できるようにラベルはデザインされる。

安全データシート (SDS)

化学品の供給者（例：製造業者、輸入業者、調合業者）は、物質に関する詳細な情報を安全データシート (SDS) と呼ばれる書式で提供しなければならない。化学品の物理化学的危険性、健康・環境に対する有害性、表示、安全な使用と取り扱いなどの情報を SDS の中で提供する義務を、供給者に課している国もある。SDS は、既に多くの危険物質や製剤について作成されており、作業場にある使用者に対して製品とともに供給されるべきものである。

SDS は、作業場という環境で使用するために、化学物質または混合物についての包括的な情報を提供するものである。事業主と作業者の双方が、環境に対する危険有害性も含めた危険有害性に関する情報源として、また、安全性に関する助言を得るために、SDS を使用する。しかし SDS の最も重要な目的は、問題になっている用途について、適切なリスク削減のメッセージを明らかにすることである。供給者が示す化学品の安全使用に関する助言には、使用者の作業場の状況と予想される暴露についての情報がなければならない。したがって、SDS に掲載された情報は、作業場での危険有害化学品の効果的な管理について、情報の参照先としての役割を担っているのである。

SDS は製品に関連した情報であって、個々の用途に関する特殊な情報は提供できない場合もある。逆に、SDS が特定の用途について特殊かつ詳細である場合もある。SDS は、個々の作業場に特化した訓練など、事業主が作業員および環境の保護活動を行えるようにするためのリソースである。

GHS という背景においては、GHS に定める物理化学的危険性と健康・環境に対する有害性の基準に合致するすべての物質と混合物について、SDS が作成されるべきである。

2.5 危険有害性に関する情報伝達の視覚的要素

GHS のラベルと SDS には、危険有害性の分類を示す絵表示と同時に、物質または混合物のカテゴリーも示すことができる。Box 2 は、それぞれの危険有害性の分類に対応した絵表示をまとめた表である。

Box 2 : GHS の絵表示と危険有害性の分類		
		
<ul style="list-style-type: none"> 酸化性 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃性／引火性 自己反応性 自然発火性 自己発熱性 可燃性／引火性ガス発生 有機過酸化物 	<ul style="list-style-type: none"> 火薬類 自己反応性 有機過酸化物
		
<ul style="list-style-type: none"> 急性毒性（生命に危険） 	<ul style="list-style-type: none"> 金属腐食性 皮膚腐食性 眼に対する重篤な損傷性 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス
		
<ul style="list-style-type: none"> 発がん性 呼吸器感作性 生殖毒性 特定標的臓器毒性（反復暴露） 生殖細胞変異原性 吸引性呼吸器有害性 	<ul style="list-style-type: none"> 水生環境有毒性（急性） 水生環境有毒性（慢性） 	<ul style="list-style-type: none"> 急性毒性（有害） 皮膚／眼刺激性 皮膚感作性 特定標的臓器毒性（単回暴露） オゾン層への有害性

2.6 GHS パープルブックの能力強化に関する規定

理解度の重要性

パープルブックは、その第 1.4.4 章で、提供される情報の分かりやすさはシステムを策定する際に最も重要な課題の一つになっていると述べている。化学品の危険有害性情報を提供する目的は、使用者が適切な予防策に従い、化学品の取り扱い・使用による有害作用の発生を回避できるようにすることである。理解度とは、ラベル・警告・安全データシートを読んだ個人が、必要な措置を講じるのに十分な情報を理解する能力のことを言う。理解度は、「可読性」とは異なる。可読性は単に書かれたものの巧妙性の尺度であるが、理解度は情報の受け手がどの程度よくそれを理解したかの尺度である。たとえば、ラベルは、具体的な対象者を念頭に、化学品を使用する可能性のある者の教育レベルや経験の差を踏まえて作成しなければならない。

理解度が達成されても、情報を得た個人が警告やラベルに指示された措置を講じることが保証されるわけではない。その理由は、特定の状況にある各個人に固有の態度、経験、意欲、予想される結果が複雑に絡み合っ、行動に影響するからである。さらに、開発途上国における化学品の使用者は、危険有害性の情報伝達ツールが数多く開発されている国とは異なる文化的背景や、社会経済的状況におかれている可能性がある。したがって、適切なツールの活用や訓練には、特段の配慮が払われるべきである。理解度に関する試験の実施についてより詳しい情報は、以下の 7.4 で扱う。

有効な危険有害性の情報伝達のための訓練と意識向上

有効な化学品の危険有害性の情報伝達システムを成功させるには、ラベルおよび SDS に加えて、数多くの補助的対策を検討・実施する必要がある。たとえば、GHS は第 1.4.9 章で、対象者すべてがラベルまたは SDS 情報（またはその両方）を認識・解釈し、化学品の危険有害性に応じて適切な措置を取ることができるよう訓練することの重要性に言及している。訓練の要件は、暴露の特性に応じた適切なものでなければならない。訓練の主な対象者には、緊急時対応者、作業場で化学品を使用する者、ラベルや SDS の作成に携わる者、危険有害な化学品の輸送・供給に携わる者、そして一般市民が含まれる。必然的に、製造者と使用者に対する訓練の要件は違ってくる。

忘れてはいけないこと！

GHS と化学品の安全性の重要性について利害関係者に情報を提供するため、GHS に関する能力向上や実施の取り組みには、意識向上と訓練の要素が組み込まれていなければならない。UNITAR/ILO の GHS プロジェクト対象国では、GHS 要素の理解推進のため、関連の経済・産業界や市民団体の参加を得ることが求められている。

消費者も、使用する製品のラベル情報の解釈について、教育プログラムの対象とすべきである。意識向上のキャンペーンやポスター・パンフレット・メディアの利用など、その他のツールも、化学品危険有害性の情報伝達プロセスが化学品の安全性を高める一助となる。

Part B 国内の GHS 実施を調整する

この文書の Part B では、国内レベルでの GHS の実施に影響を受ける主なセクター（すなわち、工業の作業場、農業、運輸、消費者製品）とともに、GHS の実施に関与し責任を負う重要な行動主体（すなわち、政府、経済・産業界、市民社会）を取り上げる。さらに、利害関係者と活動の調整に関する問題も検討する。

3. 国内の GHS の実施に関する検討点

GHS は、全世界での化学品の分類と危険有害性の情報伝達を調和させるツールであるが、GHS を実施することは、既存の産業インフラ、法的枠組み、実施能力など数多くの要素に左右されるため、それが持つ意味は各国で異なる。

3.1 産業開発の違い

化学品を製造していない国は、高度に工業化した国と比較すれば、GHS 実施能力をそれほど強化する必要はないかもしれない。たとえば、GHS に基づく表示と SDS を義務付ける輸入管理対策に加え職業上の GHS 要件が実施されていれば、GHS 実施に向けて既にかかなりの進展があることになる。一方、大規模な化学品製造能力を持つ国は、危険有害性の特定や評価についての能力開発を含め、GHS の実施に対しより包括的なアプローチが必要となる。国の概要書（National Profile）の検証や状況分析の実施が、必要とされる複雑性の程度を把握するプロセスに役立つだろう。

3.2 各国間での既存の能力の違い

国内で化学品の危険有害性情報伝達システムが実施されていない国では、GHS の実施は、分類、表示、SDS 作成、訓練などの基本法の整備を含め、情報伝達の基本インフラの整備によい機会となる（同時に義務ともなる）。分類・表示について現行の規制制度がある国は、法的な分類基準を GHS が定める基準とすり合わせる必要があるかもしれない。SDS とラベルの作成要件も、GHS との適合性を確保しなければならない。

3.3 セクター間に見られる能力の違い

同じ国の中でも、GHS の対象に特定された 4 つのセクターのそれぞれで、GHS 実施のための既存能力が違っている可能性がある。たとえば、運輸セクターでは化学品の危険有害性情報伝達システムが実施されているが、消費者製品の化学品についての関連の要件がないという国もあるかもしれない。したがって、GHS の影響を受ける 4 つのセクターそれぞれで別個に対応する場合には異なるアプローチが必然となるが、セクターを横断する重要な問題が発生する可能性も忘れてはならない。

3.4 関連の機関および利害関係者の関与

GHS の実施に影響を受ける 4 つのセクターそれぞれに、異なる機関と利害関係者が存在することが多い。したがって、セクター個別の検討点に対処する際、政府、経済・産業界、市民社会の適切な行動主体を特定することが必要である。たとえば、運輸セクターを主導するのは一般に交通省であるが、消費者製品のセクターを受け持つのは保健省であることが多い。同様に、化学工業界は、産業用と農業用の化学品をそれぞれ扱う協会に分かれていることがある。労働組合や消費者団体、NGO を含む市民団体もセクターに分かれていたり、時には複数のセクターにまたがっていたりする。したがって、GHS の実施に影響を受ける 4 つのセクターそれぞれについて、適切な行動主体を特定する際には特段の注意が必要である。

4. GHS の実施に影響を受ける主なセクター

GHS の規定は、国内レベルでは主に 4 つのセクターに影響を与える。①工業の作業場、②農業、③運輸、④消費者製品の 4 つである。以下では、この 4 つのセクターのそれぞれを GHS の観点から概観する。それぞれのセクターで化学品の危険有害性の情報伝達の対象グループと目的を挙げ、危険有害性の情報伝達に使用するツールをまとめる。また、一般に規制に関わる政府部門と、該当する場合には GHS 実施に関連する国際合意も検証する。

4.1 工業の作業場

工場で製造され作業場で使用される化学品は、多くの国の経済にとって中心的な要素である。しかし、工場内や周辺地域で暴露リスクにある人々に直接危険を及ぼす可能性があり、放出されると環境に有害となる可能性もある。工場や保管施設、建設現場、掘削現場の作業員や中小企業（SMEs）の作業員は、たとえば特定の化学品を使って他の製品を製造する工場で、保管中の容器からの漏出や大気浮遊汚染によって、化学品の危険有害性に暴露するなどのリスクがある。

したがって、このセクターにおける危険有害性の情報伝達の目的は、これらの危険有害性についての情報提供と適切な予防行動についての対象者の訓練のために、適切な措置が講じられるようにすることである。事業主と作業員は、作業場で使用または取り扱う化学品に固有の危険有害性と、その危険有害性が引き起こしうる有害作用を回避するのに必要で具体的な予防的措置の情報とを知っておかなければならない。この情報の提供に最も一般に使用されるツールは、ラベルである。しかし、ラベルだけがこの情報の唯一の情報源ではない。SDS や作業場危害・危機（hazard & risk）管理システムからも情報は得られる。作業場危害・危機管理システムでは、危険有害性の特定、予防対策、SDS に利用についての訓練も提供される。確かに、提供される訓練の種類や SDS の情報の正確さ・理解度・完成度は、様々であろう。しかし、たとえば消費者と比較すれば、作業員は適切な訓練を受ければ、危険有害性シンボルやその他の情報をより深く理解することができる。

政府の役割は、通常は労働法や労働基準の形で、場合によっては工業施設に関する法律の形で、化学品の危険有害性の情報伝達を促進する法案を可決することである。国によっては、その他の国際的な分類や危険有害性情報伝達システム（たとえば、職場の化学品の使用の安全に関する ILO 条約第 170 号や勧告第 177 号）に基づいて、システムを構築している場合もある。関係する主要な省庁としては、一般に、労働省、通商省、産業省などがある。一方、化学品の製造や化学品を使用する施設の管理に関わる企業を始めとする民間セクターは、適切な分類とラベル・SDS の使用、および暴露する可能性のある作業員の訓練に責任を負う。労働組合は、企業が適切な情報を提供するように働きかけを行うほか、作業員の意識向上と訓練を実施することも考えられる。

4.2 農業

農薬は世界で幅広く使用され、それを製造する者・使用する者ばかりでなく使用される環境に対しても危険有害性を持つ可能性がある。農業従事者および農場作業員は、農薬や肥料など様々な農業用化学品の使用を通じた暴露のリスクを負っている。世界保健機関（WHO）は、世界の農業セクターで毎年 200 万から 500 万件の農薬中毒が発生しており、そのうち 4 万件は死亡事故と見

ている⁷。たとえば、農薬を入れた容器に適切に表示されていない（または表示することなく詰め替えられた）場合や、ラベルの危険有害性情報が言語上の理由から理解されない場合などがある。作物に農薬散布する流通業者や農業従事者が、特定の化学品に添付された SDS を利用できなかったり、理解できなかったりという場合もある。

したがって、農業セクターの危険有害性の情報伝達の目的は、このセクターで使用される化学品（農薬、殺虫剤など）と関連の対象者（農業従事者など）にとって適切な情報を提供することである。農業セクターにおける危険有害性の情報伝達に使用される主なツールはラベルである。流通業者が農薬を詰め替える場合もあるため、すべての段階でラベルが一貫していることが重要である。すべてのセクターに共通なことであるが、ここでもラベル情報および化学品自体の正しい理解と使用についての訓練が重要である。

農業セクターで使用される化学品の規制について一般に政府が負う役割は、農薬、殺虫剤などの使用または害虫管理プログラムに関する法律や基準という形をとる。政府機関が、安全実践基準（例：農場における農薬の保管や廃棄について）など、様々な問題について指針を示すこともできる。一部の連邦制度においては、関連の法律の実施は州の管轄になっている場合もある。現行の国際基準、たとえば WHO の「有害性による農薬の分類勧告」(Recommended Classification of Pesticides by Hazard) や食糧農業機関 (FAO) の「農薬の流通および使用に関する行動規範」(Code of Conduct on the Distribution and Use of Pesticides)（および適正農薬表示実施基準に関するガイドライン[Guidelines on Good Labelling Practice for Pesticides]）などを国内の基準・規則の基礎として使用する国もある。産業界、特に農薬製造の業界団体や、このセクターで使用される農薬などの化学品を製造する個々の企業は、国内法と基準に従って適切に表示をする責任を負い、その製品の正しい使用についての訓練を提供する場合もある。農業従事者組合および一部のケースでは NGO（例：環境に対する農薬の有害作用を問題とする団体）が、農薬の安全な使用について農業従事者と農場作業者を教育する活動を行ったり、水供給や植物・動物、意図せず暴露する人間に対する農薬の影響について、意識向上のキャンペーンを行ったりすることも考えられる。

4.3 運輸

化学品および化学品を含む製品は、世界中で、道路や鉄道、船舶・航空機を使って輸送され、直接輸送に携わる者のみならず、事故の際には輸送経路の近隣社会や環境にも危険有害性を及ぼす可能性がある。したがって、危険有害性の情報伝達の目的は、運輸セクターに関わる人々が、輸送の状況に合った一般的な安全実践基準の情報を持っているようにすることである。たとえば、運転手は輸送する物質に関わりなく、事故の際に何を行うべきかを知っておかなければならない（例：当局に事故を報告し、決められた場所に積荷書類を保管する）。運転手には、事故の際の具体的な危険有害性に関する情報だけでなく、自ら積荷の積み下ろしをする場合や、タンクに入れる場合には、それについての追加情報も必要である。乗船中など輸送中に直接危険な製品に接触する可能性のある作業員には、詳細な情報が必要である。すべてのケースにおいて、ラベル、プラカード、運送文書、SDS が情報伝達の主要なツールとなる。

⁷ V. Forastieri, "Challenges in providing occupational safety and health services to workers in agriculture", *African Newsletter on Occupational Health and Safety*, vol. 11, no. 2 (August 2001): p. 34. による引用

運輸セクターは、特に UNSCETDG を通じて、危険有害性の情報伝達の国際的な取り組みの中心となってきた。この UNSCETDG は、危険物の輸送を目的として国際的に承認された最初の分類・表示システム、「危険物輸送に関する国連勧告 (UNRTDG)」をまとめており、運輸セクターでは、GHS はこの国連勧告のモデル規則 (Model regulations) の形で実施されている。すなわち、GHS の実施は UNRTDG の実施を通じて行われるということになる。UNRTDG モデル規則は定期的に更新され、現在は第 16 版になっている (この版は、パープルブックの改訂第 3 版の内容を取り入れている)。

UNRTDG は、化学品の輸送や緊急時対応に携わる者が第一の対象ではあるが、幅広い対象者にも対応している。危険物の容器には、急性毒性、物理化学的危険性、環境有害性を示す絵表示が表示されている。したがって、これら危険有害性を扱う GHS の要素 (注意喚起語や危険有害性情報) は、運輸セクターでは採択されないと考えられる⁸。

政府は一般に、危険物の輸送に関する具体的な規則という形で、運輸セクターにおける有害化学品を規制する。そして、主な当局は交通省であることが多い。一部の国では、UNRTDG や国際海上危険物規則 (International Maritime Dangerous Goods Code)、道路での危険物の国際輸送に関する欧州協定 (ADR)、内陸水路による危険物の国際輸送に関する欧州協定 (ADN)、国際航空運送協会 (IATA) の危険物規則 (Dangerous Goods Regulations)、または国際民間航空機関 (ICAO) の航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 (Dangerous Goods Regulations) など、現行の国際基準に基づいて国内基準を定めている。

特定の輸送モードに関する業界団体 (例：トラック輸送協会) は、国内規則の遵守や規則の適用に関する訓練についての情報を、加盟企業などに提供することができる。輸送作業者を代表する組合が、関連の危険有害性の情報伝達ツールに関する作業員 (緊急時対応者を含む) の訓練の監視を行ってもよい。また、輸送地域にある地域団体は、事故や緊急事態の場合に取るべき予防策に関して、意識向上キャンペーンを実施することが考えられる⁹。

4.4 消費者製品

消費者は日常生活の中で、漂白剤、塗料、染料、園芸用農薬、洗浄剤など、幅広い有害な化学品に暴露している。子供たちも、家庭内で使用する製品を通じて、化学品の危険有害性に暴露する可能性がある。よって、消費者製品が適切に使用されるように理解しやすい情報を提供することが、このセクターの危険有害性の情報伝達の目的である。消費者セクターにおいては、ほとんどの場合、ラベルが消費者にとってまず利用できる唯一の情報源である。したがって、そのラベルは十分に明瞭で、製品の使用に適切なものでなければならない。さらに、消費者教育は、他の対象者の教育よりも難しく、効率も悪い。消費者に最も単純で最も理解しやすい言葉で十分な情報を伝えるというのは、かなりの難問である。簡単に理解できる情報を消費者に提供するという問題をさらに難しくするのは、家庭での化学品の幅広さと用途の多さである。数十ものそれぞれ違

⁸ より詳しくは、RTDG のウェブサイト

(http://www.unece.org/trans/danger/publi/unrec/rev16/16fword_e.html) を参照。

⁹ 北米緊急時対応ガイドブック (North American Emergency Response Guidebook) (ERG 2008) は、危険物を伴う輸送事故の現場に最初に到着する可能性のある消防士、警察官、その他緊急時対応に関わる者が使用できるよう、カナダとアメリカとメキシコが共同で作成したものである。主に「第一対応者 (first responder)」が、事故に関与する物質の固有または一般的な危険有害性の特定を迅速に行い、初期対応段階で対応者自身と一般市民の安全を守るための指針である。より詳しくは、www.tc.gc.ca/eng/canutec/guide-menu-227.htm を参照。

った性質を持つ化学品を含んだ製品すらある。消費者は主にラベル情報に依存しており、一方で教育と意識向上から得られる効果も大きいため、理解度の問題はこのセクターには特に重要である。

政府は、一般的な消費者製品に関する法律や食品・医薬品・化粧品のみに関する規則を通じて、消費者製品を規制する責任を負う。特定の所管官庁（例：消費者製品安全委員会）または保健省が、このセクターについて権限を与えられ責任を負うことが多い。なお、慢性的な健康有害性を消費者製品のラベルで伝えるべきかどうかを判断する際に、リスクや外傷の可能性の評価を考慮することを一部の所管官庁が認めているという現状は、GHS も認知している。パープルブックの附属書 5 でも、危害の可能性に基づく表示という限定的な例外と、このプロセスの指針として使用できる一般原則を扱っている。

有害な化学品を含む消費者製品を製造する企業は、国内規則に従って製品に表示することが義務付けられている。特定の消費者製品の業界団体（例：石鹼・洗剤、塗料、印刷用化学品）も、加盟企業にコンプライアンス情報を提供し、その製品の適切な使用について消費者の意識を喚起する資料を作成することができる。また、消費者保護団体、環境 NGO、女性や子供の権利擁護団体、その他の市民団体は、消費者向け化学製品の安全な使用に関する意識向上や教育キャンペーンを行ったり、法律の制定状況や製品情報の提供について、政府や業界に働き掛けたりすることが考えられる。

5. GHS実施に関わる主要な行動主体

GHSの実施と適切な化学品の危険有害性情報伝達には、「政府」「経済・産業界」「市民社会」という3つの行動主体それぞれに、イニシアチブと活動と能力とが必要である。以下に概説するように、この3つのそれぞれが独自の役割と責任を負っている。パートナーシップによってそれぞれの活動は補完することができ、4つのセクターすべてでGHSの一貫した実施を促進することが可能になる。

5.1 政府

政府は、一般に、化学品の安全性について効果的な法律と制度のインフラを整備・維持する責任を負う。これには、分類、危険有害性の情報伝達（ラベルと安全データシート）、訓練と実施などGHSのすべての側面を網羅する法律が含まれる。また、これらの法律・規則の実施のための管理的・制度的インフラ、たとえば、税関や検査局の役割（例：作業者の健康と安全、環境、農場、輸送、消費者安全など）の整備も含まれる。特に、政府当局は、様々なセクター（それぞれ要件が異なる場合もある）に対して、サプライチェーン全体を通じた分類・表示の義務を決定する必要がある。具体的には、たとえば、法律で分類の方法や分類の責任の所在を定めること、サプライチェーン全体の責任の骨子を作ること、輸入のための表示要件を規定すること、市場にある化学品の情報データベースを整備することなどがある。他にも政府は、経済・産業界や市民社会に対し、法律案・実施・モニタリングについて、たとえばパブリックヒアリングや「意見募集期間」などを通じて意見を求めたり、教育支援プログラムを通じて一般市民に情報を与えたりする。

GHSの実施には、様々な種類の政府機関が関わるのが普通である。省庁は特定のセクターのみに関心を持つ（例：交通省は運輸セクターにおける化学品の危険有害性情報の伝達に責任を負う）場合もあれば、政府内のパートナーが複数のセクターに関心を持つ場合もある（例：産業省、保健省、環境省、関税当局、国際関係など）。海上警備機関（ある場合）や漁業、天然資源に関わる省庁、政府内の研究機関、労働安全衛生センターなども、大きな役割を負うことがある。

国によっては、地方（sub-national）の政府（例：地方・地域・州などの政府）または規制機関もパートナーとして参加しうる。たとえば、労働安全の訓練が州の規制機関の管轄であるような場合、国はこれらの協力・参加がなければ有効なGHS実施戦略を策定することはできない。

5.2 経済・産業界

経済・産業界は、化学品の分類・表示の要件を、作業場およびサプライチェーン・製品ライフサイクル全体に適用する責任を負っている。化学品の製造または販売（またはその両方）に関わる企業は、責任を負う化学品についての情報を特定・収集し、分類基準を適用し、ラベル・安全データシートを作成するために、必要な専門知識を有している必要がある。製造業者と供給業者が、この情報を提供する責任を負う。流通業者も製品を再包装する可能性があり、表示の適切な継続性を確保しなければならない。

事業主と企業（製造者と使用者の両方）は、ラベルや SDS のような危険有害性の情報伝達ツールの正しい解釈と利用について、職員を訓練する責任を負っている。企業は、サプライチェーンから情報（例：特定の化学品が作業者に与える影響について）を収集するシステムを実施しなければならない。その結果、危険有害性の情報伝達の取り組みを見直したり、リスク管理に関する介入を勧告したりすることもありうる。

企業は、製造または販売する化学品の安全使用を確保するより広い責任を負うことが多い。これは、「企業の社会的責任」や製品安全管理、ヒトの健康や環境への損害責任、レスポンシブル・ケア®などの業界標準を適用する考え方の広がりの結果であろう。このような責任は、化学品の影響および暴露に関する情報は、既に入手できるものに加えて、新たにデータを作成しなければならない場合もあることを意味する。当然、何らかの追加データがあれば、GHS が対象とする様々な危険有害性の情報伝達ツールに反映させなければならない。

GHS の実施に関わる経済・産業界の団体の例としては、工業用化学品協会、農薬製造者協会、輸送業協会、消費者製品協会、多国籍企業など大規模企業、ユーザー産業（例：塗料、プラスチック、洗剤など）がある。

中小企業は、新しいシステムへの切り替えに充てるリソースが限られているため、GHS の実施には特別の問題がある。しかし、長期的に見れば、GHS は危険有害性の情報伝達としてコスト効果の高い方法であると考えられる。政府や業界団体が、中小企業の GHS 実施を支援する特別なプログラムを開発することもあってよい。

5.3 市民社会

市民団体は、環境保護や健康保護など、共通の目的のために集まった個人の利益を代表している。GHS 実施における市民団体の役割は、それほど明確に規定されているわけではないが、能力強化においては不可欠な役割を果たす。GHS の枠組みでは、化学品に暴露したり、化学品の不適切な危険有害性の情報伝達に影響を受けたりする個人の利益は、これらの団体が代表することになる。したがって、市民社会は GHS の能力強化と実施に重要な役割を果たすべきである。

事例研究：フィリピンにおける利害関係者の関与

フィリピンでは、主要な経済・産業界および市民社会の多数の団体が、GHS に関する意識向上や訓練に関与している。以下はその例である。

- フィリピン化学工業協会（SPIK）
- Croplife
- Pesticides Action Network（環境 NGO）
- 労働組合会議
- 全国消費者協会

GHS 能力強化への参加に関心を示す可能性のある市民団体は、労働者、低所得者、女性、障害者、消費者、環境など、幅広い市民層を代表している。これらの人々やその問題を代表するのが、環境 NGO や消費者団体、人権擁護団体、そして労働組合である。その他の女性や子供の団体、学会、地域組織も、その目的達成の手段として GHS 実施活動への参加に関心を示す可能性がある。

市民団体は、そのメンバーや一般市民の間での危険有害性の情報伝達の現状について、情報収集に主要な役割を果たす。さらに、団体が代表する人々の利益の優先を政府や業界の政策決定者に訴えて、GHS 実施戦略の策定に影響を行使することもできる。GHS 実施に関する適切な法案の作成に政府と協力したり、業界のコンプライアンス向上を要求したりという方法もありえる。また、訓練や意識向上の活動を通じて、GHS の現場での実施に貢献することができる。

市民団体にとっては、GHS に関与したとしても、必ずしも化学品についてのポートフォリオや、危険有害性の情報の作成が新たに必要になるというわけではない。GHS を現行の目標（例：環境保護、女性支援、保健医療）に組み込むことだけでも対応できるからである。GHS 問題は、既に団体の優先分野になっている問題や話題の多くと関係がある。たとえば、HIV/AIDS に関して活動する NGO であれば、作業場または消費者として危険有害な化学品に暴露することで健康を害し、結果として HIV/AIDS の影響を悪化させるのであれば、化学品の安全性推進を HIV/AIDS 感染者を保護する方法と考えることができるだろう。また、学会では、化学、農業、環境学、国際関係、公共政策、保健、法律、ビジネスなど、大学や研究施設の多くの学部・研究部門が既に GHS と関わっている。GHS を研究の視野に組み込むことにより、学会は将来の世論形成者や世論指導者の教育に力を貸すだけでなく、4 つのセクターすべてで直接 GHS 実施に影響しうる研究や情報収集を支援することができる。

作業者は特に、GHS の能力強化では重要である。作業者が有害物質の悪影響を最初に感じる人が多いからである。作業者はその作業場についての極めて重要な情報源であり、労働現場や農場、輸送ルートの実情について直接的知識を持っている。作業者は作業場の実践や有害な化学品の使用に関する問題について実体験もある。労働組織も作業者の代表として、作業場の衛生安全を含め労働条件の保護と改善に、既に極めて重要な役割を果たしている。労働組織は作業者の懸念や問題を代弁し、組合員に対して説明責任を負う。また、持続可能な開発を労働安全衛生に組み込むことや、「Decent Work¹⁰」の考え方や作業者・地域社会の福祉の向上の基礎を強化することにも、労働組合は重要な役割を担っている。

GHS の目的の一つは化学品の安全の向上であるから、労働組織は、GHS の意識向上と実践のプロセスに重要な役割を担う。労働組織は、企業、業界、国、地域、世界の各レベルで運営されており、主要な社会的パートナー（政府や経済・産業界）とも相互にやりとりがある。しかし、労働組織は、自分たちの優先課題・能力・リソースに応じて、異なる方法でそれぞれ自国の GHS の実施に介入・参加することになるだろう。労働組織とそれぞれの国内の労働法・労働衛生安全の法律の構造が異なることは、採用するアプローチにも影響してくるからである。

¹⁰ www.ilo.org/public/english/decent.htm

6. 組織に関する検討点

GHS の能力強化と実施に取り組もうとする国は、GHS を国内の制度に導入・統合するために必要な様々な活動や取り組みを調整するため、最も効果的な方法を検討する必要がある。以下では、GHS 実施促進のための国内 GHS 調整委員会の設置、その役割、構造について検討する。

6.1 国内 GHS 調整委員会

GHS の実施を成功に導く鍵は、関連のセクターおよび利害関係者と、それらが関与する活動とを効果的に調整することである。これにより、取り組みの重複が減り、国内の全般的な化学品の危険有害性管理に一貫性と調和が得られる。GHS の実施にはおそらく多数の人々が関与することになるため、調整のためのインフラを構築することは、GHS 実施戦略の策定の枠組みを作るのにも役立つ。このインフラにより、主体間（政府、経済・産業界、市民社会）、4 つのセクター間（セクター横断的問題を含む）、そして利害関係者と国内調整委員会との間で、継続的な意思疎通が可能になる。

GHS 実施戦略の成功の鍵は、戦略策定に関わる多くの業務と活動に適切な調整が行われるか否かである。したがって、国内 GHS 調整または実施委員会の設置（または化学品の管理を扱う既存の委員会を指定し、その作業プログラムに GHS 実施を組み入れる）が有用であろう。この委員会には、各利害関係者グループの代表、4 つのセクター（工業の作業場、農業、運輸、消費者製品）を代表する政府省庁に加え、実施プロセスに不可欠の関連省庁（特に環境、国際関係、保健、基準、金融、通商、税関など）が参加することが考えられる。委員会の具体的な構成は、各国の固有の状況によって変わる。

この委員会は実施戦略の策定プロセスの早期に会合を持ち、最初の仕事として、以下のような作業の指針となるツールについて提案・合意するべきである。

- 付託条項（決定方法に関する方針、様々な参加者の役割・責任・成果目標を含む）
- プロセスのための作業計画（プロジェクト活動、主な節目 [マイルストーン]、日程を概観）
- 実施戦略策定の予算

国内調整を支援するため、各国は GHS 実施活動の調整機関として機能する主幹機関を指定するのが有用な場合もある。この主幹機関は、4 つ主要セクターを代表する政府省庁の一つから出するのが普通であるが、調整役を果たせる独立した省庁や機関であってもよい。

調整機関は、以下のような機能を果たすことが期待される。

- GHS 調整または実施委員会の会合を開催する。
- 各種活動やセクター別の作業班に対して事務局の機能を提供する。

- GHS関連の地域会議または国際会議への国内代表の参加を調整する。

中心となるGHS調整委員会のほかに、複数の小委員会やグループを設置して、各セクター内（工業の作業場、農業、運輸、消費者製品）や、各行動主体内（政府、経済・産業界、市民社会）のGHS能力強化の固有ニーズに対応したり、セクター横断的な問題を扱ったりするのも有用である。これには、たとえば、法律整備、理解度、訓練・意識向上などに特化した小委員会が考えられる。

6.2 セクター別作業班と利害関係者委員会

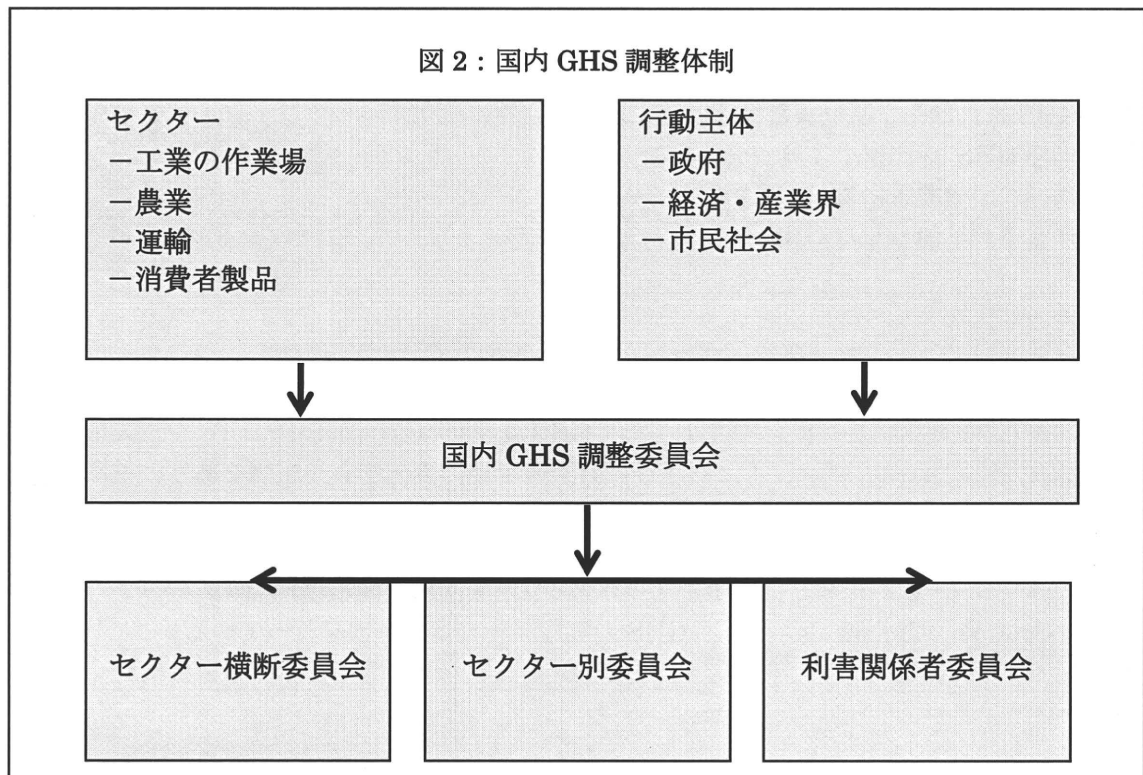
セクターごとの検討点の議論を促進するため、各国はセクター別作業班の設置を検討してもよい。セクター別作業班は、GHSに影響を受ける4つの主要セクター内でのGHSの実施を集中的に扱う。

さらに、非政府の利害関係者に固有のニーズに対応するため、各種委員会を設置することもできる。たとえば、これら委員会は、意識向上、訓練、および関連の利害関係者を対象としたワークショップの開催などを通じて、市民社会や産業界の関与を促す戦略の策定を行う。セクター別作業班と利害関係者委員会は、セクターおよび行動主体の幅広いグループからの代表で構成するのが一般的である。

6.3 セクター横断的な問題の調整

GHS実施において重要な問題の中には、4つのセクターを横断するような問題もある。たとえば、理解度に関する試験、法律、技術的な訓練、意識向上などの問題である。各国の選択としては、国内調整委員会内でこれらの問題に対応することもできるし、特別な作業班や委員会を作ることでもできる。これら問題に対応する方法は、各国の個々のニーズや状況によって異なってくる。

図2は、GHSの調整のために考える組織図を表したものである。各国は、国内のニーズや状況に合わせて、これ以外の組織構成を検討してもよい。



6.4 利害関係者の効果的な参加を確保する

主要な非政府の利害関係者の関与を高めることは、GHS の計画と実施において特に強調されるべき点である。実際の運用面で重要だからである（非政府の利害関係者の行動と強い関心は、実施戦略の実施と成功に不可欠である）。どのようなタイプの経済・産業界および市民社会の関係者が関与するか、またその関与のしかたは、問題の性質や背景、戦略策定のスケジュール、主導的組織の法的機能、利用できるリソースなどの要因によって変わってくる。多数の利害関係者の関与を実現する最善の方法を、各国があらかじめ熟慮することが望ましい。

以下は、利害関係者の関与について検討するべき点である。

- どのような種類のグループが関与に適するか。
- 経済・産業界および市民社会は、どのような性質の参加ができるか。
- これらグループ、特に十分なリソースを持たないグループについて、その関与を支援するために、どのような種類のリソースが利用できるか。
- 主幹組織および連絡先はどのように指定するか。

利害関係者は、たとえば以下を通じて GHS 活動に関与することが考えられる。

- 情報提供および意識向上のための会合やキャンペーン

- 産業特定または市民社会特定のワークショップ
- 訓練および情報共有における提供または参加
- 各種委員会への参加
- 方針案や法律案についての検討や意見提出
- GHSまたは化学品（またはその両方）の安全性に関するネットワーク・協定の整備
- 国連GHS 専門家小委員会への参加
- ラベルが対象者に対して適切であるかどうかの確認
- 知る権利に照らしたGHS

事例研究：ブラジルにおける国内GHS実施調整

2007年6月26日、ブラジル大統領は、国内GHS作業班（GT-GHS-Brasil）を正式承認する法案に署名した。これは、ブラジルにおけるGHSの実施に責任を負う組織であり、省庁、機関、施設、産業、基金など40以上の政府・非政府の団体で構成されている。GHS作業班内には、企業秘密情報、広報、実施、訓練をそれぞれ担当する小グループがある。ブラジルでは、環境分野の「小グループ6」内の化学品に関するメルコスル（南米南部共同市場）臨時グループ（Mercosur Ad Hoc Group on Chemicals）とも、GHSの実施活動の情報交換を行っている。